

四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第56号

四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則の一部を改正する規則

四日市市役所庁舎の庁内取締りに関する規則（昭和35年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(禁止行為) 第2条 庁舎内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。 (1)から(11)まで (略) <u>(12) 許可なく撮影し、又は録音すること。</u> <u>(13) 正当な理由なく長居をすること。</u> <u>(14) (略)</u>	(禁止行為) 第2条 庁舎内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。 (1)から(11)まで (略)  <u>(12) (略)</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財政経営部管財課)